

静岡県告示第116号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年2月27日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
414号	下田市須原字小河原1085番の9から 下田市須原字大向井666番の2まで	平成30年2月27日

=====

静岡県告示第117号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年2月27日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
150号	焼津市三和字上小田706番の3から 焼津市惣右衛門字鍛冶島374番の3まで	平成30年2月28日
	焼津市下小杉字大バメ761番の2から 焼津市下小杉字大バメ762番の4まで	

=====

静岡県告示第118号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年2月27日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

大東相良線

御前崎市合戸字東前2219番の6

平成30年 2月27日